

### 議事要旨(3)資産除去債務専門委員会における検討状況について

冒頭に逆瀬副委員長（専門委員長）より、現在専門委員会では、年内に公開草案を公表することを目標として、論点の検討が行われている旨が報告された。

引き続き、荻原主任研究員より、論点整理の各論点（1～9）について、専門委員会における議論の全体像と、現時点における今後の方向性が説明された。

この説明に対する委員からの主な質問や意見、事務局からの回答は次の通りである。

#### 論点1：資産除去債務の範囲について

- ・ 有形固定資産の除去に関連する法的債務を対象とする方向で考えられているが、IFRSでは対象に含めている推定的債務はどのように取り扱うのかとの質問があり、これに対して事務局からは、資産除去債務の具体的な範囲としては法律上の義務に準ずるものも対象とする方向で検討されているため、実質的な差はほとんどないと考えている旨が回答された。
- ・ 実務上の負担等を勘案し、資産除去債務の対象を、「除去する場合には原状回復の義務が生じる場合」まで広げるのではなく、「当初から資産を除去する義務がある場合」に限定すべきとの意見が出された。これに対して事務局からは、範囲が広がりすぎないようにすべきだとの議論があることを勘案したうえで今後も検討を進めていくこと、及び適用時の実務上の混乱を回避するためには、重要性基準よりも範囲の明確化によって対応すべきと考えている旨が説明された。

#### 論点6：資産除去債務の割引価値の算定における将来キャッシュ・フローの見積りと割引率の関係

- ・ 資産除去債務の測定値の属性とそれに見合う割引率について、貸借対照表価額は自己の評価を反映した支出の見積りの割引価値とし、割引率は無リスクの割引率とする案が事務局から示されたが、これに対し、当初の測定は時価によるべきであるとの考え方から、市場の評価を反映した割引価値を採用すべきではないかとの意見が出された。
- ・ 将来キャッシュ・フローに具体的に何が含まれるのか、どのようなキャッシュ・フローが想定されているのかを明確にした上で議論する必要があるとの意見が出された。

以 上